



平成18年5月10日

各 位

会社名 ワタベウエディング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡部 隆夫  
(コード番号：4696 東証第一部・大証第一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 上田 勝己  
(TEL:075-352-4111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第42期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

- ① 単元未満株式について行使することができる権利について、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- ② 株主総会の開催場所を明確にするため、変更案第14条(開催場所)を新設するものであります。
- ③ 株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能にするため、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- ④ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため「会社法」第370条に定める取締役会の書面決議について、変更案第26条(取締役会の決議の方法)第2項を新設するものであります。
- ⑤ 社外取締役および社外監査役として有用な人材を確保できるよう、変更案第28条(社外取締役との責任限定契約)、第35条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。  
なお、変更案第28条(社外取締役との責任限定契約)の新設につきましては、監査役会の全員一致による同意を得ております。
- ⑥ 会社法の施行に伴い、新たに定款に規定が必要となる事項等について、条文の新設、該当する用語ならびに引用条文の変更および条文の整備を行うものであります。

(2) 経営効率の一層の改善を図るため、現行定款第15条(取締役の員数)に定める取締役の員数を「12名を上限」から「10名以内」に変更するものであります。

(3) 上記の変更に伴い、該当条文につき条数等の繰り下げを行うとともに、表現の明確化および文言の整備等を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

平成18年6月29日開催予定の定時株主総会を経て実施いたします。

[ 別 紙 ]

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貸衣裳業</li> <li>2. 婚礼衣裳並びにフォーマル衣裳の製造販売</li> <li>3. 結婚式場の経営</li> <li>4. 結婚披露宴の企画、演出</li> <li>5. 結婚に関するコンサルタント業</li> <li>6. 印鑑の販売</li> <li>7. 結婚に関する結納品、宝石、家具、婚礼衣裳等の販売</li> <li>8. 車両及び貸衣裳のリース業</li> <li>9. 衣料品、旅行用品、スポーツ用品の賃貸並びに販売</li> <li>10. フランチャイズ形態によるチェーン店の経営指導及びその運営に対するコンサルタント業務</li> <li>11. 貸衣裳のメンテナンス</li> <li>12. クリーニング業</li> <li>13. 旅行斡旋及び代理店業</li> <li>14. コピー、ファクシミリ、電話等の利用サービスの提供及び文化・生活・音楽・スポーツ等の情報提供サービスの委託業務の請負</li> <li>15. 旅行業</li> <li>16. 損害保険代理業</li> <li>17. 美容業及びエステティックサロンの経営</li> <li>18. 写真撮影業</li> <li>19. ホテルの経営</li> <li>20. 飲食店の経営</li> <li>21. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (現行どおり)</li> <li>(2) 婚礼衣裳ならびにフォーマル衣裳の製造販売</li> <li>(3) (現行どおり)</li> <li>(4) (現行どおり)</li> <li>(5) (現行どおり)</li> <li>(6) (現行どおり)</li> <li>(7) (現行どおり)</li> <li>(8) 車両および貸衣裳のリース業</li> <li>(9) 衣料品、旅行用品、スポーツ用品の賃貸ならびに販売</li> <li>(10) フランチャイズ形態によるチェーン店の経営指導およびその運営に対するコンサルタント業務</li> <li>(11) (現行どおり)</li> <li>(12) ( " )</li> <li>(13) 旅行斡旋および代理店業</li> <li>(14) コピー、ファクシミリ、電話等の利用サービスの提供および文化・生活・音楽・スポーツ等の情報提供サービスの委託業務の請負</li> <li>(15) (現行どおり)</li> <li>(16) ( " )</li> <li>(17) 美容業およびエステティックサロンの経営</li> <li>(18) (現行どおり)</li> <li>(19) (現行どおり)</li> <li>(20) (現行どおり)</li> <li>(21) 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を京都市に置く。	第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関)
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取締役会</li> <li>(2) 監査役</li> <li>(3) 監査役会</li> <li>(4) 会計監査人</li> </ol>
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、2,200万株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第6条 当社の発行可能株式総数は、2,200万株とする。

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)  <u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)  <u>第7条</u> <u>当社の1単元の株式の数は100株とする。</u>  <u>2.当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規則)  <u>第8条</u> <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び株券の交付等株式に関する取扱ならびに手数料は取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)  <u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>2.名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u>  <u>3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録簿、単元未満株式の買取り及び株券の交付等株式に関する事務等は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)  <u>第10条</u> <u>当社は、毎決算期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>2.前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株券の発行)  <u>第7条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)  <u>第8条</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>  <u>2.当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(自己株式の取得)  <u>第9条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)  <u>第10条</u> <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)  <u>第11条</u> <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第12条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  <u>2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  <u>3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(削除)</p>
--	--

### 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(新設)

(新設)

(招集者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。  
2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(新設)

(決議の方法)

第13条 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、12名を上限とする。

(取締役の選任)

第16条 当社の取締役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。その選任については、累積投票によらないものとする。

(新設)

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(開催場所)

第14条 当社は、株主総会を京都市で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 (現行どおり)  
2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができ

<p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 <u>当会社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から、社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役、各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. <u>取締役会の招集は、会日の3日前迄にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第21条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第22条 当社の監査役は、5名を上限とする。</p> <p>(監査役の選任) 第23条 当社の監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 (新設)</p> <p>(監査役の任期) 第24条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第25条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集) 第26条 監査役会の招集は、会日の3日前迄にその通知を發するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(報酬) 第27条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第28条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期として営業年度の末日を決算期日とする。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (期末配当および基準日) 第37条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p>

<p>(利益配当金)</p> <p><u>第29条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第30条</u> 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第31条</u> 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第39条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 <u>2. 前項の金銭には利息は付けない。</u></p>
---	---

(注) 上記変更案は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以 上